

条文・逐条解説

令和6年4月1日

一部改正

〔構成〕

章	条	頁
前 文		1
第 1 章 総 則	第 1 条 目 的 第 2 条 条例の位置付け 第 3 条 定 義 第 4 条 自治の基本原則	2 2 3 4
第 2 章 市民の権利及び責務	第 5 条 市民の権利 第 6 条 市民の責務 第 7 条 地域コミュニティの役割等 第 8 条 子どもの権利等	5 6 7 8
第 3 章 市議会の責務等	第 9 条 市議会の責務等 第 10 条 議員の責務	9 9
第 4 章 市長等の責務	第 11 条 市長の責務 第 12 条 職員の責務	10 11
第 5 章 市政運営	第 13 条 総合計画等 第 14 条 政策法務 第 15 条 財政運営 第 16 条 組織及び人事政策 第 17 条 政策評価 第 18 条 附属機関等 第 19 条 情報公開 第 20 条 パブリックコメント手続	12 13 14 15 16 17 18 19
第 6 章 市民参画及び協働	第 21 条 市民参画 第 22 条 協働 第 23 条 自然環境、歴史及び文化の保全等 第 24 条 地域課題 第 25 条 コミュニティ活動に関する組織 第 26 条 住民投票 第 27 条 危機管理	19 20 20 21 21 22 23
第 7 章 連 携	第 28 条 市内外の人々等との交流及び連携 第 29 条 他の自治体及び国等との連携	24 24
第 8 章 条例の見直し	第 30 条 条例の見直し	25

(前文)

壱岐市は、平成16年3月1日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町及び石田町の4町が合併して誕生し、ともに未来を築くことを約束しました。

壱岐は、国の特別史跡となった原の辻遺跡をはじめ、数多くの古墳群や歴史ある神社仏閣等、古代の息吹を感じる歴史とロマンにあふれた島です。

この歴史遺産を守り伝えるとともに、先人たちが築いてきた産業や文化、海に囲まれた島ならではの風光明媚な自然を後世へ継承していくためにも、私たちはこの島に誇りを持ち、それぞれの立場で互いに協力し合い、持続可能な住みよいまちづくりに取り組まなければなりません。

また、学校・家庭・地域・行政がともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指すことで、「教育のしま壱岐」を更に確立し、壱岐を担う個性豊かで多様な人材を育てていく必要があります。

そのためには、私たち市民が主役であることを示し、自治の基本理念を確立することが大切です。

よって、私たち市民一人ひとりが責任を持ち、未来につなぐ活力あるまちづくりの実現を目指していくため、ここに壱岐市自治基本条例を制定します。

【逐条解説】

前文は、本条例の制定にあたって目指している理想や基本的な考え方を表しています。

- ◆ 第1段落では、四町が合併し壱岐市が誕生したことを表しています。
- ◆ 第2段落では、国の特別史跡である原の辻遺跡や280に上る古墳群など弥生時代からの歴史遺産や、1000を超えるとも言われる数多くの神社や祠、仏閣など、歴史とロマンにあふれる島であることを表しています。
- ◆ 第3段落では、豊かな自然、歴史遺産を次世代に引き継いでいくことの大切さ、そして、先人たちが築いてきた農業、漁業、製造業、サービス業や文化、芸術など人々によって習得、共有された行動様式や生活様式についても継承し、持続可能な住みよい地域社会を作っていかなければならないこと。そのためには、まちづくりに係わる全ての者が互いに考え方などを理解し協力していかなければならないことを表しています。
- ◆ 第4段落では、島の宝である子どもたちを地域社会全体で見守るとともに、生涯学習環境が整備された「教育のしま壱岐」を更に確立し、壱岐を担う個性豊かで多様な人材育成を進めていくことを表しています。
- ◆ 第5段落では、市民一人ひとりが暮らしやすいと感じるまちを目指し市政運営の基本的な事項（自治の基本理念）を明らかにして取り組んでいくことで条例を制定する決意を表しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民の権利を守り、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【逐条解説】

- ◆ 第1条は、この条例で規定している内容の概要を示すとともに、条例の目的を定めています。この条例の目的は、人口減少が進む中、活力ある市民生活を維持、向上させる社会を目指し、「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」です。その目的を実現するために、市民や市議会、市長等の責務等を明らかにして、「自治」の基本原則や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や市議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心して幸せに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを規定するものです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関して、最も尊重すべき条例であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。市政運営上必要な計画を策定する場合も、同様とする。

【逐条解説】

- ◆ 第1項では、この条例は、壱岐市におけるまちづくりにおいて、最も尊重すべき条例として位置付け、遵守することを規定しています。壱岐市において自治や市政を運営していくにあたっての基本的な事項・原則について定めていることからです。
- ◆ 第2項では、他の条例、規則等の制定改廃などや、市政運営上必要となる個別計画等を策定する際には、条例の趣旨を踏まえ整合性を図ることを規定し、この条例が壱岐市において最も尊重すべき条例であることの位置付けを確保しています。市議会においては、壱岐市議会基本条例との整合性を図る必要があります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者若しくは学ぶ者又は市内において営利若しくは非営利の事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (2) 市 地方公共団体としての壱岐市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び当該執行機関に従事する職員をいう。
- (4) まちづくり 持続可能な住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。
- (5) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が主体的に関わることをいう。
- (6) 協働 まちづくりに関わる多様な主体が地域の課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で連携し、協力することをいう。
- (7) 地域コミュニティ まちづくり協議会、自治公民館など地域住民で自主的に構成された当該地域に関する組織等をいう。

【逐条解説】

この条例の解釈に当たり、重要となる用語を掲げ、その定義を明らかにしています。

- ◆ 第1号は、「市民」を定義しています。本市における自治やまちづくりは、市内に居住している人だけでなく、市内で働く人や学ぶ人、市内の事業者、まちづくり協議会や自治公民館などの地域コミュニティ、あるいはボランティア団体、NPOなど、さまざまな団体等が行っています。ここで定義している「市民」は、全て同じ権利を有するという意味ではなく、法律上有する権利に違いはありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場で、まちづくりに関わっていただくことが必要であると考えられることから、「市民」の範囲を広くしています。なお、一時的に壱岐市に滞在する旅行者等については、含まないものとします。
- ◆ 第2号は、「市」を定義しています。地方自治法に基づく地方公共団体である壱岐市としています。
- ◆ 第3号は、「市長等」を定義しています。議会を除いた、市役所内にある全ての組織に従事する職員としています。
- ◆ 第4号は、「まちづくり」を定義しています。「まちづくり」についての概念は、幅広いものがありますが、ここでは、「身近な居住環境を改善」し、「地域の魅力や活力を高める」持続的な活動のことを指します。道路や公園などのハード面の環境整備だけではなく、地域でのルール作り、イベントの開催、人と人との交流の場の創出など、持続可能で豊かな生活をする上で必要な全ての取組のことをいいます。人口減少・少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、行政が市民のニーズに全て応えていくというのは難しい状況であり、行政主導型の「まちづくり」ではなく、市民をはじめ、様々な関係機関や団体、行政がともに自分たちの役割を自覚し、責任ある協働により今後の「まちづくり」を進める必要があります。このため、市民が主役となる「まちづくり」を進めることが、壱岐市のそれぞれの地域で抱える様々な課題を解消し、地域の特性を活かした「まちづくり」を実現していくために極めて重要であるといえます。
- ◆ 第5号は、「市民参画」を定義しています。「市民参画」とは、市長等が行う政策等の計画段階から実施、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるために、主体的にかかわっていくことをいいます。
- ◆ 第6号は、「協働」を定義しています。まちづくりにかかわる市民やまちづくり協議会、自治公民館等の地域コミュニティ、NPOや事業者、市議会及び市長等それぞれ異なる主体が、同じ目的のために対等な立場に立ち、責任と役割を分担し合い、お互いの特性を尊重しながら、まちづくりのために協力、連携していくことです。
- ◆ 第7号は、「地域コミュニティ」を定義しています。持続可能な住みよい地域社会を作るために、さまざまな地域課題の解決に向けて取り組んでいる地域住民で構成される団体、グループのことです。
近年、人口減少・少子高齢化などによる地域の多様な課題への対応力を高めるために、従来型の地縁型住民組織等に限らず共通の価値観に基づく新たな「コミュニティ」も誕生しており、今後それらの定義や位置づけについても議論が必要になってきています。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる基本原則に基づいて、まちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため、公共の福祉に反しない限り、互いに情報提供に努めること。
- (2) 市民参画については、年齢、性別等を問わず、その機会が保障されること。
- (3) まちづくりの主体は市民であり、市議会及び市長等は、市民の自主性を尊重するとともに、その取組を支援すること。
- (4) 市民に対して市議会及び市長等は、市政についてわかりやすく説明をすること。

【逐条解説】

第1条に定める目的を遂行するために、市民や市議会、市長等がまちづくりを進めるに当たっての基本的なルールとして、四つの原則を定めています。

- ◆ 第1号では、情報の共有について規定しています。市民がまちづくりに参加するには市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民や市議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としていることから、互いに積極的に情報提供に努めなければなりません。ただし、個人情報など、共有できない情報も存在するため、公共の福祉に反しない範囲と規定しています。
- ◆ 第2号では、前号で規定している情報の共有によって、市民が課題を認識し、第5条に規定されている市民のまちづくりに参画する権利を有しています。したがって、年齢や性別などにかかわらず、すべての市民が市政に参画する機会が保障されなければなりません。
- ◆ 第3号では、まちづくりの主体は「市民」であることを規定しています。まちづくりの主役は市民であることから、まちづくりに市民が積極的にかかわっていくことを期待するものですが、一方で強制されるものではないことから、自主性を尊重したうえで、市議会や市長等は、その取組を支援しなければなりません。「自分でできることは自分で行う。（＝自助）それができない場合には、地域で行う。（＝共助）そして、最終的には行政が責任を持つて行う。（＝公助）」といった補完性の原則に基づいて、市議会及び市長等は、市民を支援することが重要です。
- ◆ 第4号では、市議会や市長等の説明責任について規定しています。まちづくりを市民の参画と協働によって進めていくためには、自治の担い手である市民や市議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要です。そのため、市議会及び市長等は、市政に関し、さまざまな場面で説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければなりません。また、市議会及び市長等は、情報技術の発展に伴い発生する市民間・地域間の情報格差が生じないように努めなければなりません。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 公共の福祉に反しない範囲での市政運営に関する情報を知る権利

【逐条解説】

まちづくりの主体として市民にはさまざまな権利や責務があります。市民主体のまちづくりを推進していくための市民の権利を明らかにするものです。

- ◆ 第1号では、市民として、まちづくりについて「参画」「意見の表明」「意見の提案」することができる権利があることを定めています。
- ◆ 第2号では、市政運営について「市民の情報を知る権利」を規定しています。この条例の第4条第1号で情報の共有化を自治の基本原則としています。この「情報を知る権利」は、その「情報の共有化」を図るための重要な権利です。さらには、この「情報を知る権利」の保障こそが、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。しかし、個人の権利を保障し、プライバシーを守るため、情報を適正に取り扱う必要があることから、情報の提供を請求できる権利については、公共の福祉に反しない範囲とし、具体的には「壱岐市情報公開条例」で規定されています。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、持続可能な住みよいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、互いに尊重しながら自らの発言と行動に責任を持つものとする。

3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努めるものとする。

【逐条解説】

市民には、権利があると同時に責務もあります。ここでは、法的な「義務」として強制するのではなく、自らの責任で果たす「責務」として、まちづくりに関する市民の責務について定めています。

- ◆ 第1項では、市民のまちづくりに対する責務について規定しています。地域のことを一番知っている市民の視点や協力がなければ、地域のさまざまな課題を効果的に解決していくことは困難であり、そのため、市民は、まちづくりの主体が市民であるという自覚が必要です。また、まちづくりに当たっては目の前のことだけに捉われるのではなく、次の世代のことなども考慮した持続可能な住みよいまちづくりに取り組むよう努力することを定めています。
- ◆ 第2項では、市民の参画に対する責務について規定しています。市民が、まちづくりに参画するに当たっては、自分の考えなどを押し付けようとするのではなく、まちづくりにかかわる互いの立場や意見を尊重することが大切です。また、個人の利益だけではなく地域全体の利益を考慮した責任ある発言や行動をしなければなりません。
- ◆ 第3項では、「共助」について規定しています。自治の基本原則である「自助・共助・公助」の考え方から、まずは市民同士での話し合いをすること（共助）の重要性を表しています。

(地域コミュニティの役割等)

第7条 地域コミュニティは、さまざまな活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
- 5 地域コミュニティは、生涯学習を通じて社会情勢の変化に応じた人材の育成に努めるものとする。
- 6 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

【逐条解説】

地域コミュニティとは、まちづくり協議会や自治公民館などの地域住民で自主的に構成されるまちづくり活動に欠かすことのできない組織を言います。ここでは、その役割などについて規定しています。

- ◆ 第1項では、自治の担い手の一つであるまちづくり協議会や自治公民館などの地域コミュニティは、さまざまな活動を通じて地域の発展に向けて努力することを規定しています。
- ◆ 第2項では、市民の地域コミュニティ活動等への参加について規定しています。地域コミュニティへの加入を市民に強制することはできませんが、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り活動、地域の生活環境の維持改善など、公共的な課題を解決していく重要な役割を担っていることから、地域コミュニティに市民が積極的に加入し、また、その活動に参加することの重要性を表しています。
- ◆ 第3項では、地域コミュニティの情報提供について規定しています。地域コミュニティに市民が積極的に参加できるよう地域コミュニティも活動状況（活動時の写真など）や運営状況（総会資料など）を公開し、住民の理解と共感を得られるよう努めなければなりません。
- ◆ 第4項では、地域コミュニティ活動への住民参加の機会の確保について規定しています。地域コミュニティが、継続的かつ活発的に活動を行っていくために、地域住民が参加しやすくなるよう、例えば、広報誌を発行したり、イベントへの参加を呼びかけたりするなどの取組の必要性を表しています。
- ◆ 第5項では、地域コミュニティにおいて、生涯学習（生涯に行うあらゆる学習）を通じて情報技術の急速な発展等の社会情勢の変化に対応できる人材育成の重要性について規定しています。
- ◆ 第6項では、市長等は、地域コミュニティ活動の推進のために、人口減少や少子高齢化等の社会変化に伴う課題に対して、必要に応じて財政支援や情報提供等、活動に対する支援策を講ずることを定めています。また、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重しながらも、必要な場合には、指導等も含め助言等を行うことができることを規定しています。

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。

2 市民、地域コミュニティ、市議会及び市長等は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、愛情を持って子どもを育てる責務を有する。

3 市長等は、市民、地域コミュニティ及び市議会とともに教育環境の充実等を図り、壱岐を担う子どもの健全育成及び個性豊かで多様な人材の育成を行わなければならない。

【逐条解説】

「子ども」も当然「市民」に含まれますが、「子ども」は、将来の自治の担い手であることから、あえて「市民」とは別に「子どもの権利」や「子どもに対して、市民や行政などが果たすべき役割」などについて定めています。ここで言う「子ども」とは、18歳未満の市民を想定していますが、この条例は「理念条例」であり、本市の他の条例等の指針となるものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義すべきものと判断しています。

- ◆ 第1項では、子どもには参政権はありませんが、子どもも「まちづくりに参加する権利」を持っていることを明らかにしています。まちづくりには、意見を表明する、提案する、情報を知るなどの権利など、あらゆるまちづくりに関することが含まれます。
- ◆ 第2項では、子どもの貧困や教育格差、児童虐待数の増加などといった子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中で、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体でも育まれるべきという視点に立ち、市民、地域コミュニティ、市議会及び市長等は、その環境づくりを行い、愛情を持って子どもを育て、積極的な学びを促す責務があります。
- ◆ 第3項では、子どもの教育や健全育成について規定しています。市長等は、子どもたちが学びやすい環境の充実を図ること、さらに、子育て支援として幼児教育・保育サービスの充実や児童虐待防止・貧困対策など、子どもたちの学ぶ環境、遊ぶ環境、子どもを産み育てやすい環境などを整備し、子どもの健全育成を行わなければなりません。併せて、前文にも記載のとおり、島の宝である子どもたちを地域社会全体で見守り壱岐を担う個性豊かで多様な人材の育成を行わなければなりません。

第3章 市議会の責務等

(市議会の責務等)

第9条 市議会は、住民の代表機関として、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、市政運営を監視するとともに、市政に対し、政策立案又は政策提言を行うものとする。

2 市議会の活動原則、市民及び市長等との関係等に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【逐条解説】

市議会は、住民を代表する機関として、法令により権限が与えられていますが、市長とともに二元代表制の一翼を担う重要な役割があることから、その責務等について規定しています。

- ◆ 第1項では、市議会は、選挙によって選ばれた住民の代表機関として、市政運営における重要な事項を議決し、行政のチェック機能を果たすとともに、自らも政策の立案や提言に努めることを規定しています。
- ◆ 第2項では、市議会に関するその他のことは、既存の壱岐市議会基本条例で規定されています。

(議員の責務)

第10条 議員は、住民の代表であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員の活動原則等の基本的事項については、別に条例で定める。

【逐条解説】

- ◆ 第1項では、市議会議員は、住民の代表であることを自覚し、公正で誠実に職務を果たさなければならないことを定めています。
- ◆ 第2項では、市議会議員に関するその他のことは、既存の壱岐市議会基本条例で規定されているほか、別の条例等で定めることとしています。

第4章 市長等の責務

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の負託に応え、市の代表者として指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に、また、総合的に市政を運営するものとする。

2 市長は、市の将来像及び政策等について、市民に分かりやすく説明するとともに、市民のまちづくりへの参画を図るための環境を整備しなければならない。

3 市長は、まちづくりの主体である市民の自主性を尊重するとともに、その取組に対し支援を行うものとする。

【逐条解説】

市長は、住民から選挙によって直接選ばれた市の代表者であることから、その重要性を含め市長の責務を明らかにするために規定しているものです。

- ◆ 第1項では、市長は、住民から選挙によって直接選ばれたという負託に応え、リーダーシップを最大限に発揮して職員の指揮監督を行い、組織をまとめるとともに、公正かつ誠実に総合的な判断のもとに、市政を行わなければならないことを定めています。
- ◆ 第2項では、市長は「壱岐市を将来どのようなまちにしたいのか。」という明確なビジョンを持ち、また、その実現のために「どのような政策等を実行していくべきか。」を考え、目指すべき市の将来像や政策等について、市民が理解しやすいように分かりやすく説明を行うとともに、参画しやすい環境を整備することを規定しています。
- ◆ 第3項では、第4条で規定する自治の基本原則に基づき、市長は、まちづくりの主体は市民であることを念頭におきながら、補完性の原則（自助、共助、公助）を保ちつつ、市民の取組に対して、支援することを規定しています。

(職員の責務)

第12条 職員は、全体の奉仕者であることの認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。

【逐条解説】

ここでは、市政運営に携わる市の職員の責務について規定しています。職員は、市長をはじめとする執行機関の長の命により職務を行います。実務者として、まちづくりにおいて大きな役割を果たすことになるため、その責務は重要となります。

◆ 第1項では、市の職員は、憲法第15条第2項に規定する「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」ことや、地方公務員法に規定する職員の職務専念義務及び市で規定した服務規程など公務員としての義務や心構えを守るとともに、法令等を遵守し、市民に対して公正かつ誠実に仕事を行わなければならないことを規定しています。

◆ 第2項では、行政サービスの向上のために、職員それぞれが ICT 等の情報技術の発展など、社会情勢の変化に対応した知識や能力のレベルアップを図るとともに、市民ニーズを的確に捉えて意欲的に職務を果たさなければならないことを規定しています。

※ICT とは・・・「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」。

デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしています。

第5章 市政運営

(総合計画等)

第13条 市長等は、市の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画（以下「総合計画等」という。）を策定するものとする。

- 2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互間の調整を図るものとする。
- 3 市長等は、総合計画等の策定及び改定に際しては、市民参画の機会を保障するものとする。
- 4 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく公表するものとする。
- 5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えらるとともに、必要に応じて見直すものとする。

【逐条解説】

- ◆ 第1項では、総合計画について、平成23年の地方自治法改正により策定義務はなくなったものの、総合的かつ計画的な市政運営を行っていく必要があることから、自治基本条例の中で策定することを規定するものです。また、各行政分野における基本計画についても策定することを規定しています。
- ◆ 第2項では、各行政分野で取り組む施策について、その基本となる計画を策定し進めることとなりますが、策定にあたっては、総合計画との整合性を図るとともに、組織の横の連携をとりながら計画間の調整を図ることで、いわゆる縦割り行政の弊害を解消していくことを規定しています。
- ◆ 第3項では、総合計画や各分野の基本計画の策定や改定を行う際には、市民の様々な意見をできる限り反映させることが重要となるため、市民アンケートや説明会等の市民参画の機会を設けることを規定しています。
- ◆ 第4項では、総合計画や各分野の基本計画における達成状況などを、市民に分かりやすく公表するということを規定しています。
- ◆ 第5項では、総合計画や各分野の基本計画については、社会情勢の変化により、現状にそぐわない計画とならないように、その内容について常に検討を行う必要があります。また、検討の結果を受け、必要に応じて計画の見直しを行いながら、実効性のある計画とすることを規定しています。

(政策法務)

第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができる。

【逐条解説】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が、対等協力の関係に見直されたことに伴い、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことを踏まえ、市長等がこうした権限を十分に活用しながら、自己責任と自己決定の下、地域の特性に応じた積極的な法務に取り組むことを定めています。

- ◆ 第1項では、市長等が市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するためには、従来の前例踏襲型の発想の仕方を転換するとともに、市民の視点に立ち、本市の実情を考慮し、法令の解釈を自主的かつ適正に行い、必要な条例等について主体的かつ積極的に立案するよう努めなければならないことを規定しています。

これまでの地方自治体の法令解釈は、国の通達や行政実例などを拠り所に行われてきました。

しかし、地方分権改革により、地方自治法第2条第12項で「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」と規定され、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるに至りました。

さらに、従前の「機関委任事務」のほとんどが地方公共団体の事務とされ、実際に条例制定権の対象となる事務は、大幅に拡大されました。

これにより、地方自治体はこれまで以上に地域の実情を反映させた自治体運営ができるようになったことから、今後も引き続き、地方自治の本旨に沿った、かつ、国と地方自治体との適切な役割分担を踏まえた自主立法・自主解釈型の法務が、より一層重要になります。

この自治基本条例も市民主体のまちづくりの実現を図るために、壱岐市が主体的に条例を制定したものです。

ここで言う「地方自治の本旨」とは、国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」と、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行う「住民自治」の二つの自治の原則を言います。

- ◆ 第2項では、市民は、市長等が第1項の規定に従った取組を行っているかどうかについて、必要な意見を述べることを表しています。

(財政運営)

第15条 市長等は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら、効果的かつ効率的な財政運営をしなければならない。

2 市長等は、行政サービスの低下を招かないよう十分留意し、行財政改革に取り組むものとする。

3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図るものとする。

4 市長等は、予算、決算及びその他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【逐条解説】

自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最小の経費で最大の効果を上げるための計画的な財政運営について規定しています。

◆ 第1項では、本市の中長期的な財政状況について、地方交付税の削減や人口減少、少子高齢化等による税収の減少などにより、極めて厳しくなっていることから、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければならないことを規定しています。

現在、市では、財政推計を策定するとともに、毎年実施計画を策定する中で、事業の精査を行い、効果的かつ効率的に予算を執行するよう取り組んでいます。

◆ 第2項では、市長等は、行財政改革について、行政サービスの低下を招かないよう十分に留意し、取り組むことを規定しています。

◆ 第3項では、市が保有する土地や施設などの財産については、適正な管理や効率的な運用を行い、資産の有効な活用を図らなければならないことを規定するものです。特に、今後、財政状況や人口減少を踏まえ公共施設の在り方を見直していく必要があります。

◆ 第4項では、予算、決算、財産の保有状況などの財政状況を市民へわかりやすく公表することを規定しています。

市民が総合計画等の裏づけとなる財政状況について、現状と今後の課題について知ることは、市政を知る上で重要であり、この公表は、この条例第4条に規定する自治の基本原則「まちづくりに関する情報の共有等」や第5条に規定する市民の「情報を知る権利」を保障するものです。

(組織及び人事政策)

第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図らなければならない。

2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用、人材育成、適切な職員の配置等、適正な人事政策を運用するものとする。

3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮するものとする。

【逐条解説】

◆ 第1項では、市長等は、社会情勢等の変化に対応していくため、常に組織の見直しを行うとともに、特に、重要な政策課題に対応する場合には、通常の組織体制にとらわれることなく、関連する部署が連携して組織横断的に取り組むよう規定しています。

この自治基本条例においても、すべての部署の職員で構成した「自治基本条例ワーキングチーム」を設置し、本条例のたたき台を作成しました。

◆ 第2項では、市長等は、職員や市役所の能力を最大限に生かすため、中長期的な定員管理に基づく職員の採用や、職員の能力向上のための研修制度の充実に努めるとともに、職員の能力を生かした適材適所を心掛けるなど、適正な人事政策を運用することを規定しています。

◆ 第3項は、市長等は、市民との信頼関係を損なうことがないよう、また、行政サービスに支障が生じないよう、人事異動時の職員間の事務引継などに十分配慮するよう規定しています。

(政策評価)

第17条 市長等は、地域住民の視点から施策・事務事業の成果を評価・検証し、事業等の自主的な見直しや再構築を行うことにより、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、政策評価を実施するものとする。この場合において、政策評価は、市民等の視点を取り入れるものとする。

2 市長等は、施策・事務事業の目的、目標及び成果を明らかにし、市政の透明性を高めながら、市民への説明責任を積極的に果たすものとする。

3 市長等は、政策評価の結果を踏まえて事業等の実施に反映させるとともに、施策や事業の企画立案及び見直しに反映させるものとする。

【逐条解説】

壱岐市総合計画の実効ある進捗管理を図りながら、市民との協働を行う上で、時代の変化や市民ニーズに的確に対応し、地方分権時代に相応しい市政を推進するためのシステムとして、政策評価の実施に関し必要な事項を定めます。

- ◆ 第1項では、市長等は、市政に関する説明責任を果たすことや施策の改善などのため、政策評価を実施し、評価の実施に当たっては、市民等の外部の視点からの評価も取り入れていくことを規定しています。
- ◆ 第2項では、市長等は、評価結果について、その目的や目標、成果を市民に明らかにし、市民への説明責任を積極的に果たすことを規定しています。
- ◆ 第3項では、評価の結果やその意見については、次年度以降の施策、事業の企画立案、予算や組織の編成において、十分に反映させることとしています。

(附属機関等)

第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行い、市民の多様な意見を反映しなければならない。

2 市長等は、附属機関等の会議を原則として公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

【逐条解説】

地方自治法の規定に基づき附属機関として設置される審議会や、附属機関に準ずる機関（有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等）について定めるものです。

- ◆ 第1項では、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募や無作為抽出による委員の選任が適さない正当な理由がある場合を除いて、市民からの公募等による委員を選任することを規定するとともに、幅広い分野から委員の選任を行うことを規定するものです。
- ◆ 第2項では、法令等に特別の定めがある場合や非公開情報を審議する場合、あるいは会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがある場合などを除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から会議を公開し、また、会議録及び会議資料を公表することを規定しています。

(情報公開)

第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に対し積極的に情報提供を行うものとする。

2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理するものとする。

3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報情報を別に条例で定めるところにより適正に取り扱うものとする。

【逐条解説】

- ◆ 第1項では、情報の公開や提供について、市は「壱岐市情報公開条例」に基づき、市の情報を公開していますが、市民参画による協働のまちづくりを推進するためには、第4条第1号で定める情報の共有が必要であり、市側が積極的に情報を提供していくことを規定しています。
- ◆ 第2項では、市が保有する情報については、市民との共有財産との認識のもと、情報公開や情報提供ができるよう「壱岐市文書管理規程」等に基づいて、市が組織として、適切に管理しなければならないことを規定しています。
- ◆ 第3項では、市が保有する個人情報について、「壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき適正な取扱いに努めることを規定しています。

なお、行政運営上必要とされる個人情報については、例えば、「個人情報の保護に関する法律」第62条第1号の規定によって、災害などの緊急時には、利用目的の明示が排除される場合もあることから、状況に応じた適切な運用が必要です。

(パブリックコメント手続)

第20条 市長等は、市政に係る施策等を策定するに当たり、策定しようとする当該施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、公表したものに対して、市民からの意見の提出を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を別に定めるところにより実施するものとする。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された意見を十分考慮し、政策等を定めるとともに、提出された意見に対する結果を公表するものとする。

【逐条解説】

市の重要な政策等を策定するときに、市民から意見の提出を求める「パブリックコメント手続」の実施について規定しています。

- ◆ 第1項では、「壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱」に規定された対象となる施策等について、市民からの意見の提出を求めることを規定しています。
- ◆ 第2項では、市民の意見が提出された際には、それを踏まえて施策等を定めていくとともに、提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表することを定めるものです。

第6章 市民参画及び協働

(市民参画)

第21条 市長等は、まちづくりに関する計画又は政策の立案段階から実施段階まで、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市政運営に市民の意見を適切に反映しなければならない。

2 市民参画に関する基本的な事項については、別に条例で定める。

【逐条解説】

自治の基本原則の一つである「市民参画」の促進について規定しています。

- ◆ 第1項では、まちづくりに関する総合計画などの計画の策定や条例の制定等を行う際には、立案段階から実施段階まで積極的に市民の意見を取り入れていくことを表しています。一般公募などにより、市民が参画しやすい環境を作り、市民の意見を市の政策等に適切に反映しながら市政運営を行うために定めるものです。
- ◆ 第2項で、市民参画については「壱岐市市民参画推進条例（仮称）」により、市民参画に関する基本的な事項を定め、推進することとしています。

(協働)

第22条 市民及び地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組むものとする。

2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものにしなければならない。

【逐条解説】

市民や市議会、市長等の三者がお互いに理解し合い、協力してまちづくりの推進に取り組まなければならないことを規定しています。

- ◆ 第1項では、まちづくりの推進に当たっては、市民やまちづくり協議会、自治公民館などの地域コミュニティ、市議会や市長等は、市全体で地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、協働して取り組まなければならないことを規定しています。

協働でまちづくりを行うということは、行政の負担軽減が目的ではなく、市が市民をまちづくりの主体として尊重し、対等なパートナーとしてまちづくりを行うということです。

- ◆ 第2項では、まちづくりの取組に対する市長等の支援について規定しています。協働を進めていくに当たって、主体的にまちづくり活動を行う市民や自治公民館等に対して支援を行う場合、とりわけ、財政的支援を行う場合は、それが適切で効果的であるかという観点で実施する必要があります。

(自然環境、歴史及び文化の保全等)

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、及び活用し、次の世代に継承するよう努めなければならない。

2 市長等は、市民が市に誇りを持つよう啓発活動に努めなければならない。

【逐条解説】

- ◆ 島を囲む青い海、街並みを包む豊かなみどりに象徴される、壱岐市の恵まれた自然、原の辻遺跡をはじめとした島内の貴重な歴史遺産、壱岐神楽や地域に根ざした古くから続く行事などの伝統文化、産業、公園等の公共財などは、壱岐市の大切な財産です。市民、市議会及び市長等は、これらの自然環境や歴史、文化などを大切に守り育て、観光や教育などに活用し、また、後世に継承するよう努めなければならないことを定めています。

- ◆ 第2項では、市長等が壱岐市の大切な財産を守り育てていくことで、市民が市に誇りを持つよう啓発活動をするよう努めなければならないことを定めています。

(地域課題)

第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供を行わなければならない。

2 市長等は、市民及び地域コミュニティが主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

【逐条解説】

人口減少や高齢化が著しい地域等においては、地域の住民だけで課題を解決していくことが難しくなっています。

ここでは、地域課題の解決のための市民や市の役割や取組などについて定めています。

- ◆ 第1項では、行政として、地域課題の把握に努めるとともに、その課題が地域だけの問題ではなく市全体の共通の課題として広く市民が認識できるよう、課題の内容等を周知し、情報の共有を図ることを定めています。
- ◆ 第2項では、市は、地域での課題解決等のための住民の主体的な活動を尊重するとともに、地域の要請などに応じて行政として財政的支援を含めて適切なサポートを行うことについて定めています。

(コミュニティ活動に関する組織)

第25条 市長等は、コミュニティ活動を推進するため、新たな組織を設置することができるものとする。

2 前項に規定する新たな組織に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【逐条解説】

コミュニティ活動を推進するため、新たな住民自治に関する運営組織について規定しています。

- ◆ 第1項について、市長等は、コミュニティ活動における住民自治を実現するため、新たな運営組織を設置することができるものとします。
 - ◆ 第2項について、新たな運営組織に関して必要なことは、別に定めることとし、この中で、運営組織の範囲や名称等を規定することとなります。
- この条文に基づき「壱岐市まちづくり協議会設置条例」が施行され、「まちづくり協議会」が設置されました。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【逐条解説】

住民投票は、住民の意思を直接市政に反映できる制度であり、住民の市政参加を保障する制度です。しかし、地方自治は、あくまで市長、議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。

住民投票は、市政に関して特に重要な事項について、住民の意思を確認するために実施するものですが、その実施に当たっては、住民間に感情的な対立を生む恐れもありますし、少数意見の取扱いなどに慎重さを要し、更に多額の費用もかかります。したがって住民投票は、重要案件について、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られたときの最終手段として行われます。

また、「市民」ではなく、「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票であることから、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

住民投票制度は「個別設置型」と「常設型」に大別することができ、「個別設置型」は住民の意思を確認する必要が生じた都度、制定されるものであり、一方、「常設型」とは、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを定めておくものとなっております。

壱岐市は「個別設置型」の方式をとっており、住民投票を実施するためには、資格や年齢要件など必要事項を定めた別の条例が必要になります。

「個別設置型」は、個別の案件ごとに、投票資格者や成立要件、投票結果の取扱いなどを定めることができ、よりの確に住民の意思を確認することができる点や住民・議会・首長の関与が明確であり、複数の意思の一致を必要とされることから、合意形成の基に実施されるので、制度の乱用を防ぐことができるといったメリットがあります。逆に案件ごとに投票資格者や成立要件等を決めなければならないので手間と時間がかかる点や条例制定自体が合意されにくく住民投票の実現可能性が低いといった点がデメリットとなります。

- ◆ 第1項では、市長は、市政に関する特に重要な事項については、住民の意思を確認するため必要に応じ、住民投票を行うことができるということを規定するものです。
- ◆ 第2項では、住民投票の結果に法的拘束力はないものの、住民の意思の表明であることから市長だけでなく、市民も市議会も結果を尊重することを表しています。
- ◆ 第3項では、住民投票に関して、資格や年齢要件など必要事項については、別の条例で定めることを規定しています。

(危機管理)

- 第27条 市長等は、自然災害その他の不測の事態（以下「災害等」という。）に迅速かつ的確に対処し、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機能的な危機管理体制を整備しておかなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時及び発生前の時点から、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに国及び他の自治体と相互に連携及び協力しななければならない。
- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時及び発生前の時点から、自らの安全を確保するよう努めなければならない。
- 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

【逐条解説】

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、台風、集中豪雨など、大規模な災害の時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの取組が非常に重要であるため、この規定を定めるものです。

また、「災害等」とは、台風、地震などの自然災害をはじめ、ウイルス性の感染症の発生やテロ行為など、市民の生命、身体、財産、生活等及び叅岐の自然、歴史、文化等に重大な影響を及ぼす状況を言います。

- ◆ 第1項では、市は、風水害や火災、地震など様々な災害等の発生時には、市民や旅行者等の生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ災害対策本部体制の確立や地域防災計画の策定、避難場所の確保など、危機管理体制を整備しておかなければならないことを定めています。また、災害発生前からの避難の呼びかけなど事前に関係機関等と協力し、市民及び旅行者等の安全を守る対策をとらなければならないことを定めています。
- ◆ 第2項では、市として、災害等が発生した時に、地域住民や自治公民館、消防団、防災士、警察、社会福祉協議会などの関係機関や事業者等、あるいは国、県、災害時応援協定を結んでいる他の自治体などと連携・協力し、市民等の安全確保に努めなければならないことを定めています。
この第1項と第2項に規定したことが「公助」となります。
- ◆ 第3項では、市民は、日頃から非常持ち出し用品を準備したり、避難路を確認したりしておくなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等が発生した時及び発生前から自らの安全の確保を図らなければならないという「自助」について定めています。
- ◆ 第4項では、地域コミュニティと、地域の消防団、防災士などは、日頃から地域の防災体制を整備し、防災訓練などを行うとともに、災害が起こった場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合うという「共助」について定めています。

第7章 連携

(市内外の人々との交流及び連携)

第28条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化等の情報を、市内外の人々に対し積極的に発信するよう努めるものとする。

【逐条解説】

◆ 第1項では、市外の人々との交流及び連携により、外部の視点を取り入れることで得られた知識や意見をまちづくりに活用していくことを規定しています。

また、市内においても交流や連携を深めていく必要性について規定していることから、そのため「市内外」としています。

さらに、交流に関しては、壱岐市ではインバウンドにも力を入れており、外国人観光客が増えつつあります。このような状況を踏まえ、この交流の中には国際的な交流も含むものとしています。

市外からの移住者についても、年々増加しており、壱岐市民の一員である移住者がまちづくりに参画できるよう交流・連携を深めていく必要があります。

◆ 第2項では、市民一人ひとりや市議会、市長等が積極的に壱岐市の素晴らしい自然、歴史、文化などについて、市外の人たちにPRしていくことの必要性を規定しています。また、市内においても地域の情報を他の地域へ情報発信する必要性について規定しています。

(他の自治体及び国等との連携)

第29条 市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、国及び他の自治体並びにその他必要と認める団体等と積極的に連携するものとする。

【逐条解説】

◆ 行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより、市における課題が市単独では有効に解決できず、他の自治体と連携・協力しなければ解決できない場合も多くなっています。そこで、他の自治体と情報の共有を図り、医療や福祉、教育、環境等の様々な分野で共通に抱えている課題については、お互いに自主性を持ちながら総合的な視点に立った連携を図り、解決に向けて取り組むことを規定しています。

また、まちづくりの推進を図るうえで、NPOや企業などの組織と協力したり、近隣の自治体や国等と協定を結ぶなど積極的に連携していくことも規定しています。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて、第13条に規定する総合計画の見直しと同期間において、市民参画によって検証し、検討を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果、この条例の見直しが適当であると認められたときは、必要な措置を講じなければならない。

【逐条解説】

◆ 第1項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、市民主体のまちづくりの実現が図られたのかについて、最上位計画としての位置づけを規定している「総合計画」が、5年に1度見直すこととしているため、これに合わせて市民の参画により検証し、検討することを規定しています。

ここで言う「検証」とは、この条例に基づいた推進計画などを定め、その計画の進捗状況の把握を行うことや一定期間ごとの見直し規定を設けている趣旨に従い、「社会情勢の変化に対応した規定となっているか」、「条例が活用されているか」などといった視点から広く市民からの意見を集め、検証作業を実施することとしています。さらに、市長等は、検証・見直し作業の中で、市民への更なる周知や理解促進に取り組んでいく必要があります。

◆ 第2項では、条例の内容について、市民の参画を得て検討した結果を受けて見直す必要があるときには、条例改正などの措置を行うことを定めています。